

令和7年度 太田市立南中学校 いじめ防止基本方針

2024年4月 改訂

第1 目的

いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための『いじめ防止基本方針』を定める。

第2 学校の実態把握

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※起こった場所は学校の内外を問わない。

2 本校の実態

本校は小学校3校から集まり、生徒にとって小学校での人間関係や中学校1年生での人間関係が中学校生活全般に大きく影響する傾向がある。また、生徒同士での「からかい」や「悪ふざけ」等の言動が原因によって、人間関係が悪化するケースが目立つ。よって、学級内や部活動内等の生徒の様子を複数職員が目で見取り、継続的な指導支援を行っていくことがより重要であると言える。

3 教職員の気づき

子どもたちや学級の様子を知るためには、まず教職員の気づきが大切である。そのため、同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要であると考えられる。その中で、子どもたち一人一人のささいな言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

4 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのほか、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。さらに、地域の特性や実態の変化にも気を配り、その中で生活する子どもの行動範囲や人間関係にも視点を置く必要がある。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

第3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

授業を中心とした学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを進める。その中で、「わかった」「認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させ、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感や達成感につながる。

2 生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を進める。子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努める。

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

3 いじめに関する学習の取組

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう11月から12月にかけての人権週間における「人権学習」を各学年にて実施し、ビデオ視聴や標語作成等を通して、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。さらに学級委員会が中心となって「生活目標ならびに人権目標」を設定し、よりよく生活するための指針を示せるようにする。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」、「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。校内研修等を通して、職員一人一人が「道徳性」への関心を高めたり、部活動を含めた学校生活全般の中で集団行動をするうえでの個の心情を考えたりすることで、指導する大人のスキルも向上させていくという、相乗効果を図る。

③ 体験教育の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかしながら、現在の子供たちは、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等の「生きた社会」とのかかわりが少ない実態があるため、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

4 いじめをなくすための生徒会の取組

生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法である。具体的には、生徒会本部役員を中心とした「あいさつ運動」や図書委員による「いじめ防止に関わる図書の購入」など、各委員会の特性を活かした啓発を進める。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、H P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

第4 早期発見の取組

1 生徒のささいな変化に気づく取組

① 日々の観察

休み時間、昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることはささいな変化の発見に効果がある。その際、早期発見のためのチェックリスト等を活用する。

② 観察の視点

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ 教育相談

より一層、日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）や生活ノート等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることに努めていく。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な二者面談等の期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。さらに、スクールカウンセラーとの面談や「元気度チェック」の実施、悩み事相談員の活用等を定期的に行う。

④ 生活アンケート

生活アンケートの実施に関しては、毎月定期的実施することを原則とし、担任が学年主任や各担当と連携しながら、生徒からのS O Sや不安に対して迅速かつ適切に対応できるようにする。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、細かな実施方法については、記名、無記名等を生徒の実態に応じて配慮する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。さらに、必要に応じて保護者向けの生活アンケートも実施し、家庭の様子からいじめの兆候を察知できるようにする。

2 気づいた情報を確実に共有する取組

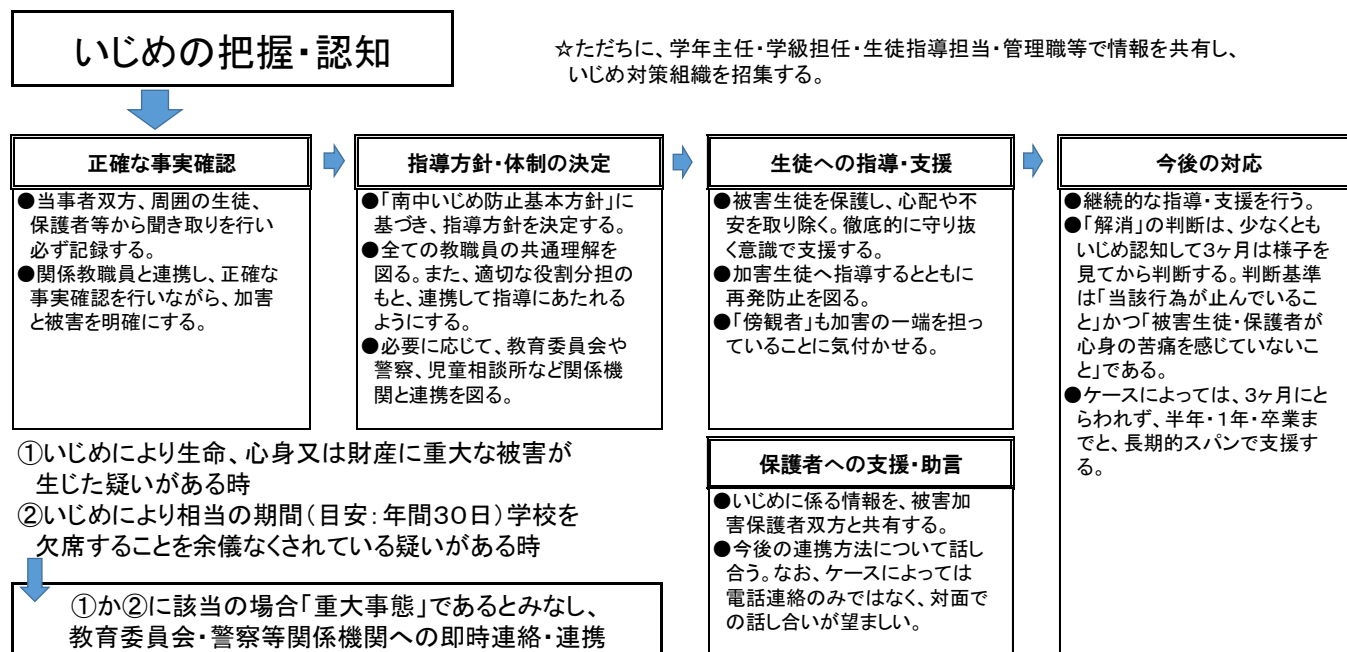
- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、いじめ対策組織が中心となり正確に把握する。
- ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ③ 加害・被害等の裏付けをしっかりと把握した上で、生徒への指導や保護者との協力につなげる。
- ④ 運営委員会や生徒指導委員会、教育相談委員会でも必要な情報を吸い上げ、常に共有する。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策組織による対策会議を開催し、今後の指導方針を立て組織的に取り組む

第5 いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



2 いじめの被害者、その保護者への支援

① 被害者に対して

- ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② 保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも相談するように伝える。

③ 指導後について

- ・ 単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下2つの要件をもっていじめの解消を判断。
 - 1. 少なくとも3か月間、いじめが止んでいること。
 - 2. 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめの加害者、その保護者への支援

① 加害者に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、き然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・ いじめる子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。

② 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」というき然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

4 いじめを見ていた児童生徒への働きかけ

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という、き然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているばかりか「加害者」になってしまっていることを理解させる。
- ④ いじめを知らせ解決しようとすることは、正義に基づいた勇気ある行動であると指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

5 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・ 学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ「いじめ一報」として報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ・ 解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。
- ・ 教育委員会は、生徒会において生徒が自発的、自主的にいじめについて考え、自ら改善に向けた活動が進められるよう学校を支援する。また、先進的な取組をしている学校を積極的に紹介する。（いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止こども会議への参加）

② 警察との連携

- ・ 学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく。
- ・ 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンター、児童相談所に相談し、連携して対応することが必要である。
- ・ 児童生徒の生命・身体のおびやかされる場合には、直ちに通報する。

③ 地域等その他関係機関等との連携

いじめた児童生徒のおかれた背景に、ネグレクト等の家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所、福祉部局、法務局、青少推、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れる。

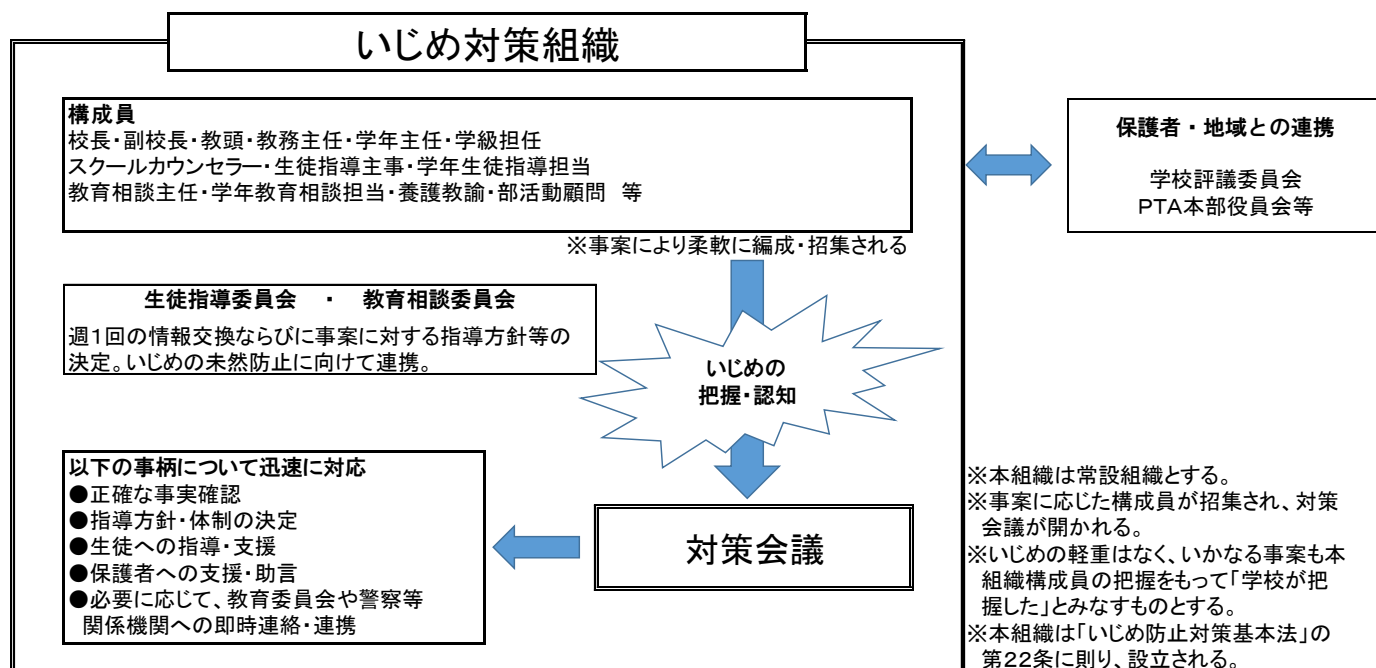
第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

各学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策組織」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

2 組織の構成



3 役割

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる風通しのよい職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、忙しくても子どもたちと向き合う時間・意識をもち、心の通い合う教職員の学校づくりを推進する。

4 役割に応じた対応

生徒支援委員会

- ① 定期的に生活アンケートを実施する。また、学校生活全般について、集団生活を送る上で心配される生徒について情報交換を行い、指導方針や支援の方法を検討する。いじめにつながるような問題行動については、必要に応じて学年の職員と連絡を密にして改善を図る。
- ② 定期的に「元気度チェック」を実施し、心配される生徒の相談活動を行う。ケースによっては、スクールカウンセラーとのパイプ役になり、心のケアに努める。いじめの未然防止という立場から授業に遅れがちな生徒や生活習慣に心配のある生徒への支援を行う。

5 年間計画の策定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	(通年) 事案発生時、いじめ対策組織による対策会議開催					
	●職員会議 ・マニュアル確認 ・方針の共通理解	●保護者会等による保護者向け啓発 ●職員会議	●職員会議・研修	●職員会議・研修	●教職員研修	●職員会議・研修
未然防止	●いじめ実態把握と道徳・特別活動計画への反映 ●全校・学年集会	●学級・学年の人間関係づくり ●全校・学年集会	●学級・学年の人間関係づくり ●全校・学年集会	●学級・学年の人間関係づくり ●全校・学年集会		●学級・学年の人間関係づくり ●全校・学年集会
早期発見	◎生活アンケート(記名式)	●家庭訪問 ◎生活アンケート(記名式)	◎生活アンケート(記名式)	◎生活アンケート(記名式)	●教育相談	◎生活アンケート(記名式)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	(通年) 事案発生時、いじめ対策組織による対策会議開催					
	●職員会議・研修	●職員会議・研修	●職員会議・研修	●職員会議・研修	●職員会議・研修	●職員会議・研修 ●小中連携会議
未然防止	●学級・学年の人間関係づくり ●全校・学年集会	●人権教育への取り組み ●全校・学年集会	●人権教育への取り組み ●全校・学年集会	●人権教育への取り組み ●全校・学年集会	●学級・学年の振り返り・まとめ ●全校・学年集会	●学級・学年の振り返り・まとめ ●全校・学年集会
早期発見	◎生活アンケート(記名式)	◎生活アンケート(記名式) ●教育相談	◎生活アンケート(記名式)	◎生活アンケート(記名式)	◎生活アンケート(記名式)	◎生活アンケート(記名式)

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組(未然防止)

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者へ伝えたいこと

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットやSNSの利用は、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出する等、スマホ特有のトラブルが増えている認識をもつこと。
- ・「SNS上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること(SNS利用に関わる事例等の配布)。

② 生徒に伝えたいこと（インターネットやSNSの特性を踏まえて）

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと（デジタルタトゥー）

2 早期発見の取組

- ① 書き込みや画像の削除やSNSトラブルへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ② 被害の拡大を防ぐために、まずは悪質な書き込みをした生徒自身に書き込みを削除させることが望ましい。書き込みした人物が不明な場合などは、必要があればサイト管理会社や管理人に削除依頼を出したり弁護士に相談したりする等も視野に入れながら、書き込みの削除を迅速に行う。

3 いじめに対する措置

① ネット上への書き込みに対する指導事項

- ・ 「誹謗中傷」を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

② LINE や Twitter 等のSNS利用に対する指導事項

- ・ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ・ いつでも、どこにいても他人と擬似的につながることができるLINEでは、加害者被害者の関係性がめまぐるしく変化することを認知させる。その機能の有用性と危険性について啓発をしていく。
- ・ 「直接本人に言えない（言うべきでない）ことは、SNS上でも書き込まない」という意識を大原則にしながら、指導にあたる。

③ スマホやSNS利用上、自らの行動を考えさせるための問い（指導上の参考）

『その送信ボタン、本当に押して大丈夫ですか？ 』（SNSメッセージ）

『その言葉、本人に直接言えますか？ トラブルになりませんか？ 』（SNSメッセージ）

『その内容、本当に世界中の誰が見ても大丈夫ですか？ 友だちも？ 親も？ 』（タイムライン）

『その写真や動画、本当に撮って大丈夫ですか？ アップして大丈夫ですか？ 』（写真・動画の扱い）

第8 重大事態への対処

1 重大事態とは？

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより相当の期間（目安：年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 重大事態対応フローチャート

